

平成20年度 業務報告



独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、平成19年4月1日に、旧農林水産消費技術センター、旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所が統合して発足しました。FAMICは、農林水産行政と密接に連携しつつ、科学的手法による肥料・飼料、農薬及び食品等の安全性及び品質・表示に係る検査・分析を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下に役職員一同高い使命感を持って、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査等職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

平成20年度は、中期目標・計画に基づいた業務を計画通りに遂行するとともに、基準値を上回る農薬やかび毒を含有した非食用事故米穀の不正流通、うなぎ加工品の原料原産地偽装を始めとして相次いだ食品の不正表示、輸入肥料を利用した育苗培土で発生した植害事故、牛海綿状脳症（BSE）の再発防止のための製造基準を満たしていない肉骨粉の流通、中国産家畜用飼料へのメラミンの混入などの事案に対して、組織の総合力を結集し、関係機関との連携により、その対応に全力で取り組んで参りました。

特に、非食用事故米穀の事案では、農林水産省の指示の下、非食用事故米穀を原料とした製品（和菓子等）中の残留農薬とアフラトキシンの分析について、食品検査と飼料検査の知見を結集して前処理方法を検討し、分析精度等を確認しつつ、緊急に対応しました。また、食品表示の偽装事案に係る立入検査等については、農林水産省のほか関係する地方公共団体との連携により迅速に対応しました。

この他、農薬残留基準にポジティブリスト制度が導入された中で、前作に使用した農薬が土壌中に残留し後作の作物が吸収して食品衛生法違反となる懸念があることから、農林水産省のリスク管理の効果的な実施に資するため、前年度に引き続き、農薬検査と食品検査の知見を活用して、土壌残留性の高い農薬の農産物への吸収の可能性について検討しました。

平成20年度はFAMIC発足2年目でしたが、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果は、総合評価でA評価をいただきました。

本書は、FAMICの平成20年度の業務実績全体を整理したものであり、関係者のお役にたてれば幸いです。

平成21年12月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭

目 次

はしがき

総説

1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4

業務の内容及び実績

1	平成20年度のセンターを巡る情勢とセンターの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	7
(2)	肥料の立入検査	8
(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査	9
(4)	大臣等確認検査	9
(5)	標準試料の作成及び配付	10
3	農薬関係業務	
(1)	農薬の登録検査	11
(2)	農薬G L P制度に基づく査察	11
(3)	農薬の立入検査	12
(4)	農薬登録検査に係る関連業務	13
(参考1)	農薬年度(10月1日～9月30日)による農薬登録の概要取りまとめ	14
(参考2)	農薬行政の動き	18
4	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料及び飼料添加物の立入検査	19
(2)	特定添加物の検定に関する業務	20
(3)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	21
(4)	「製造業者専用」表示の承認に係る検査	21
(5)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	21
(6)	抗菌性G M Pガイドラインに基づく確認検査	22
(7)	大臣等確認検査	22
(8)	モニタリング検査	23
(9)	飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等	23
(10)	標準製剤等の配布	23

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	24
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	25
(2)	登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督	27
(3)	農林物資等の立入検査等	29
(4)	JAS規格及び品質表示基準の見直し等	30
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	32
8	国際関係業務	
(1)	国際標準化機構（ISO）の国内審議団体としての対応	33
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	33
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応	34
(4)	国際協力	34
9	カルタヘナ担保法関係業務	35
10	依頼検査及び農林物資の格付業務	
(1)	依頼検査	35
(2)	JAS規格に基づく農林物資の格付	35
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	
(1)	プロジェクトチームの設置	36
(2)	緊急時の対応	36
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	37
(2)	相談業務	37
(3)	講習会・研修会	38
13	調査研究業務	39

総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

センターは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
- エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。
- キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。
- ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
- サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

センターは、の業務のほか、次の業務を行う。

- ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査
- イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問
- ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査
- エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- オ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査
- カ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
 農薬検査部：小平市鈴木町2-772
 横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
 小樽事務所：小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎
 仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
 名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
 神戸センター：神戸市中央区小野浜町1-4
 大阪事務所：大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
 岡山事務所：岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
 福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
 門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

注 神戸センターは平成21年4月1日で神戸市中央区港島南町1丁目3番7に移転するとともに、大阪事務所、岡山事務所は神戸センターと統合し、平成21年3月31日で廃止した。

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目	年度
	平成20年度
政府出資金	10,386
その他出資金	-
資本金合計	10,386

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成21年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	吉羽雅昭	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで	
理事	戸谷 亨 杉浦勝明 阪本 剛	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	総合調整・食品等検査 評価・肥飼料検査 農薬検査
監事	本多一郎 碓井憲男(非常勤)	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	

5 常勤職員数

688人(平成21年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1899		・「肥料取締法」制定(明治32年)	
1947		・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年)	
1948	・「輸出品取締法」制定(昭和23年)	・肥料検査所の設置(昭和22年)	・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原)
1949	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年)		・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年)
1950		・「肥料取締法」全面改正(昭和25年)	・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1951	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年)		
1953		・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年)	
1954		・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年)	
1957	・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年)	・飼料検査業務を開始(昭和29年)	
1960		・飼料検査所を設置(昭和35年)	
1963		・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる(昭和38年)	・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1970	・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年)		
1971			・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972	・農林規格検査所と改称(昭和47年)	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」に改正(昭和50年)	
1975			
1976	・消費者相談窓口を設置(昭和51年)		
1980	・生糸検査所を統合(昭和55年)		
1982	・企業相談窓口を設置(昭和57年)		
1984			・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年)	
1990	・微量物質等の分析業務を開始(平成2年)		
1991	・農林水産消費技術センターに改組(平成3年)		
1997	・「輸出検査法」廃止(平成9年)		
1999		・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年)	
2000	・「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)」制定(平成11年)	・「独立行政法人肥料検査所法」制定(平成11年)	・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2001	・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年)		
2002	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)
2003		・B S E 特別措置法制定(平成14年)	・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14, 15年)
2003		・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年)	
2004	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年)		
2006	・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年)		
	↓	↓	↓
2007	・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月)		
2008	・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平成20年)		

7 設立根拠法

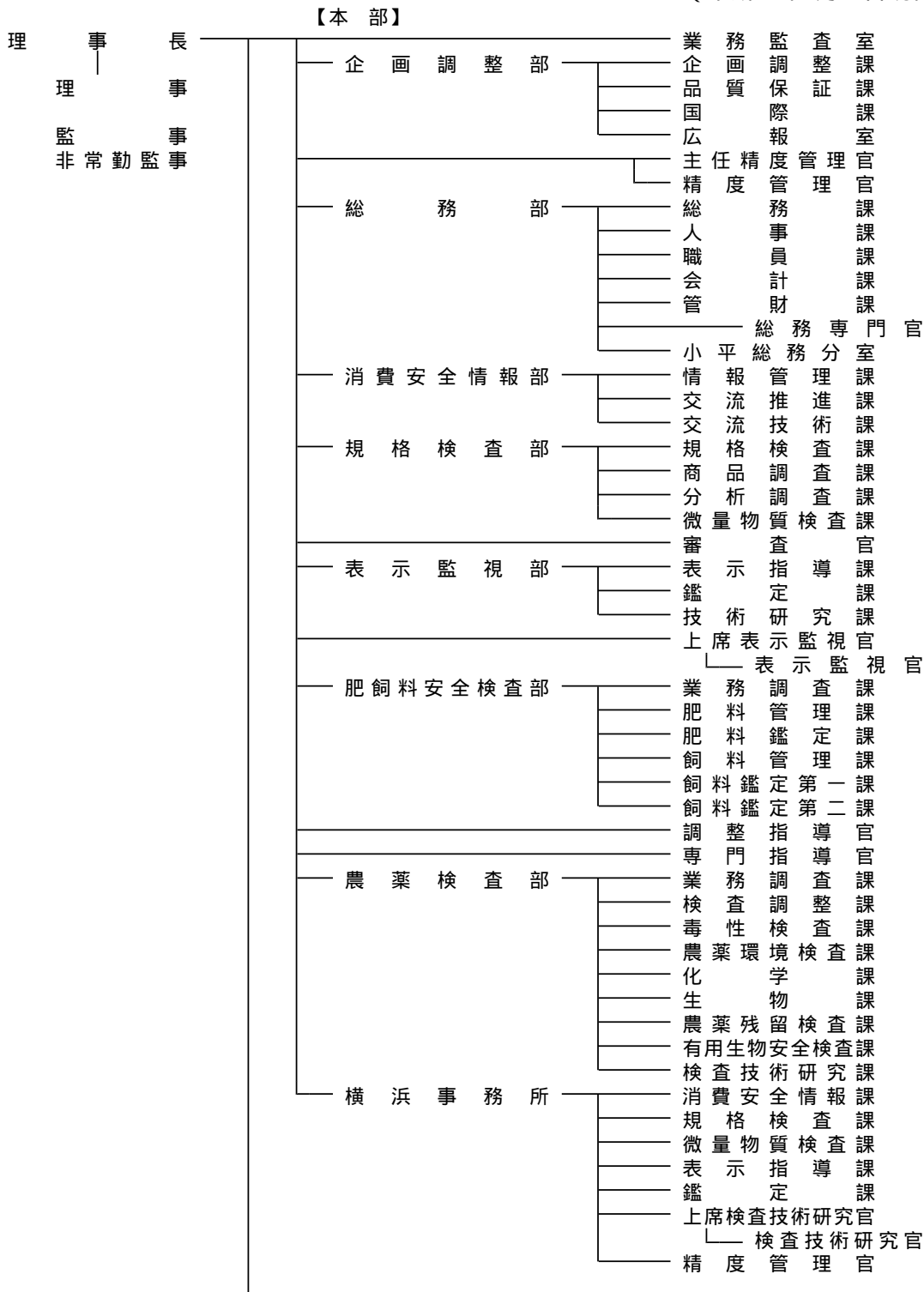
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

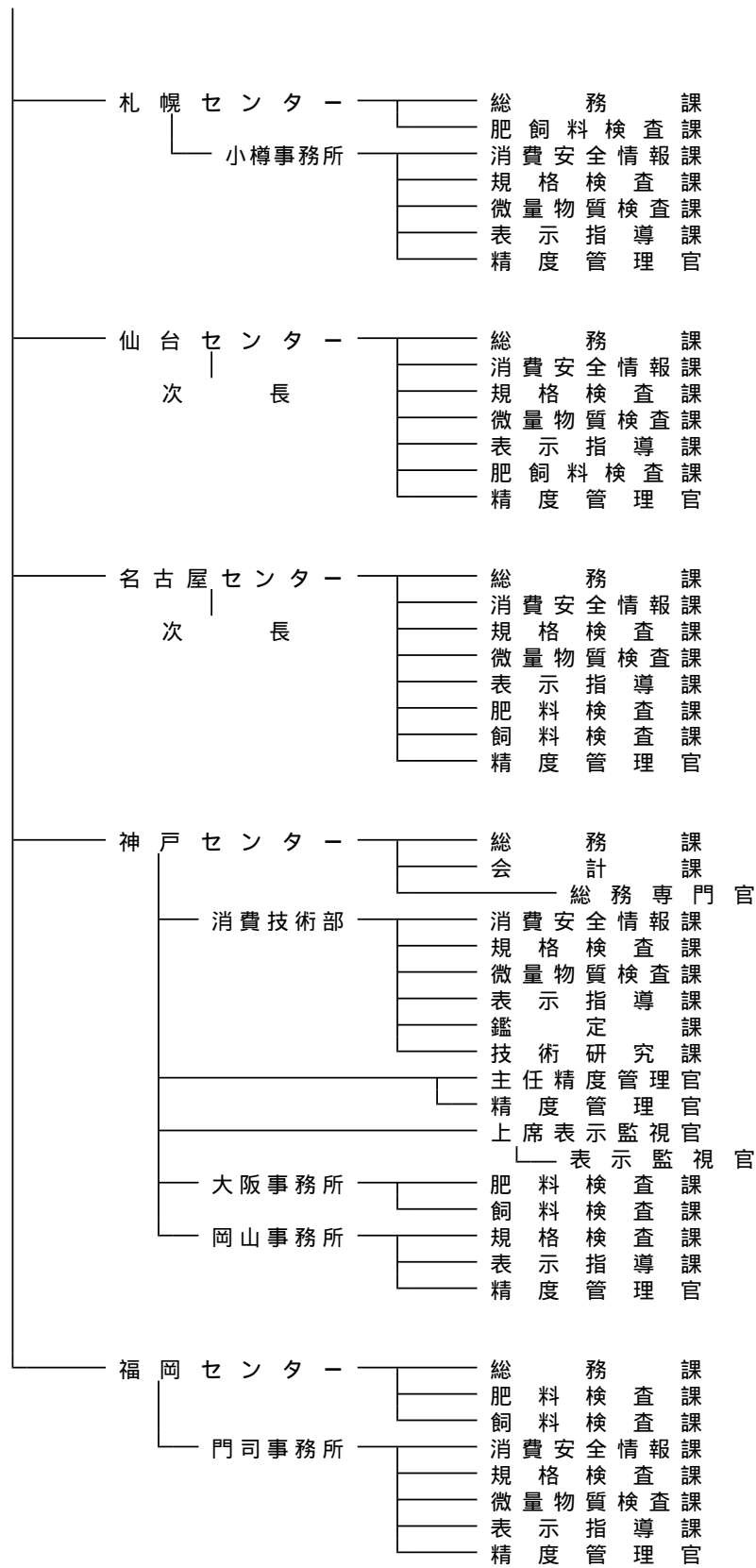
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成21年3月31日現在）





業務の内容及び実績

1 平成20年度のセンターを巡る情勢とセンターの対応の概要

平成20年度は、基準値を上回る農薬やカビ毒が残留した非食用事故米穀の不正流通事案、ウナギ加工品の原料原産地偽装を始めとする食品の不正表示等、消費者の食に対する信頼を大きく損なう事件が相次いだ。

肥料においては、輸入肥料を利用した育苗培土で発生した植害事故、飼料においては、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の再発防止のための製造基準を満たしていない肉骨粉の流通、中国産家畜用飼料へのメラミンの混入などの事案が発生した。

このような中、センターでは、以下の対応を実施した。

非食用事故米穀の不正流通事案では、農林水産省の指示により、非食用事故米穀を原料とした製品（和菓子等）中の残留農薬、カビ毒のアフラトキシンの分析について、食品検査と飼料検査の知見を結集して、前処理方法を検討し分析精度等を確認しつつ、緊急に対応した。

ウナギ加工品の原料原産地偽装を始めとする食品の偽装表示やJASマークの不正使用等の事案については、農林水産省や地方自治体と協力して立入検査等を行うなど、関係機関と連携して対応した。

安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシが米国から輸入される飼料用トウモロコシに混入していた事案では、飼料検査と食品検査の担当者が連携して、検査法の分析精度確認のための共同試験に参加し技術者を訓練するとともに、水際で国内への流入防止を図るため、保有する分析機器を有効に活用し、迅速に検査分析を実施した。

育苗培土で発生した植害事故については、農林水産省からの指示により原因究明のための立入検査及び技術的指導等を実施し、植害物質の解明に協力した。

製造基準を満たしていない肉骨粉の流通事案、中国産家畜用飼料にメラミンが混入した事案については、農林水産省の指示のもと迅速かつ適切に対応した。

平成20年6月18日に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律が制定されたことを受け、センターが新たに平成21年度から対応することとなるペットフードの検査については、飼料検査と食品検査の知見を活用して、ペットフードの集取方法、有害物質等の分析方法等を開発した。

食品中の農薬残留基準にポジティブリスト制度が導入された中で、前作に使用された農薬の土壌残留に伴う後作の作物中への残留農薬に係るリスク低減に資するため、農薬検査と食品検査の知見を活用して土壌残留性の高い農薬のデータ蓄積に引き続き取り組んだ。

食や農に関する講習会や講師派遣等、センターの知見を活用した情報提供の機会が増加する中、効率的・効果的な情報発信に資するため、全業務部門が協力して標準テキストやプレゼンテーション方法のマニュアル等を作成した。

また、独立行政法人整理合理化計画の閣議決定（平成19年12月24日）を踏まえ、次の取組を実施した。

独立行政法人国民生活センターとの間で、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の端末を本部に設置し適切に運用する等により、情報の共有化を図るとともに、講師を相互に派遣するなど研修会、講習会等について連携を図った。

大阪・岡山事務所は平成21年4月から神戸センターへ統合するため、平成20年度をもって廃止した。

生糸のJAS格付業務は、平成21年2月28日をもって廃止した。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならない。また、登録及び仮登録には、有効期間が定められており、登録は3年又は6年、仮登録は1年となっている。これらは申請によって更新することができる。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、センターは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載事項及び肥料の見本について次の調査を行っている。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類、肥料の名称及び保証成分量（主要成分の含有量）等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、公定規格に適合していること等の確認を行っている。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の名称及び保証成分量等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、申請書に記載されているとおりか確認を行っている。また、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っている。

平成20年度は、新規に1,601件の登録申請を受け付けた。

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成20年度
登録申請件数	1,601
仮登録申請件数	0

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っている。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、検査時における現地指導を行うほか、必要と認められるものについては、諭示を行う等所要の指導を行っている。

立入検査した際に収去した肥料について、分析・鑑定、植害試験等を行っている。その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行うとともに、農林水産省に報告し、農林水産省が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っている。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、正味重量検査、保証票検査、包装容器の表示に関する検査等を実施している。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が適正に確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について分析を行っている。また、異物の混入、使用原料、表示物質、化学成分等を確認するために鑑定を行っている。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行っている。

平成20年度は、675事業場に立入検査を実施し、869点の肥料又は肥料原料を収去した。検査の結果、71点が不合格となり、そのうち5点が有害成分の基準値超過であった。

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

区 分	年 度	平成20年度
立入検査事業場数		675
収去点数		869
	うち不合格点数(不合格率%)	71(8.2)
	うち有害成分の基準値超過	5
分析成分点数		10,113
植害試験件数		7

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

他に、農林水産大臣の指示により、無登録肥料等の生産・流通に係る2事業場へ緊急の立入検査(1点収去)を実施した。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

センターでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っている。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

センターが実施した仮登録肥料の肥効試験により、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認められた場合には、農林水産大臣は公定規格を定めなければならないこととされている。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の適否等の意見を付して、農林水産省へ報告している。

ウ 有害成分等に係る公定規格の設定等の調査

廃棄物を利用した肥料など、含有する有害物等により植害、土壌汚染等のおそれのある肥料を対象に、有害成分等に係る公定規格設定のための調査を行っている。

平成20年度は、ア及びウの調査の実績はなかったが、イの公定規格等の改正に関する申し出の調査を6件実施した。

表2-3 公定規格等改正申し出処理件数

区 分	年 度	平成20年度
	公定規格等改正申し出処理件数	6

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため、科学的な見地から安全性が確認され、製造・出荷の停止が解除された肉骨粉等について、解除条件に合致していることの確認検査（センター理事長の確認検査）、解除された肉骨粉等のうち牛の部位を原料とするものについて、牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認検査（農林水産大臣の確認検査）を行っている。

平成20年度は、理事長確認検査36件、大臣確認検査6件を実施した。

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分	年 度	平成20年度
	理事長確認検査件数（注1）	36
	大臣確認検査件数（注2）	6

注1 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

注2 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

(5) 標準試料の作成及び配布

肥料分析の正確さ及び精度の維持向上を図るため、標準試料を作成し、肥料生産業者、分析機関へ配布を行っている。

平成20年度は、28本の標準試料を配布した。

表2-5 標準試料の配布本数

試料名 \ 年 度	平成20年度
A 試 料 (高度化成肥料)	16
B 試 料 (普通化成肥料)	12

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、使用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告している。

ア 平成20年度の検査状況

平成20年度に検査を終了したものは表3-1のとおりであった。

この他、1,314件の農薬について再登録に係る検査を行った。

表3-1 農薬登録検査終了件数

分類	指示件数* (当年度+継続分)	検査終了件数
基準必要*	375	76
上記以外	2,423	1,282

基準必要：農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬
指示件数：平成20年度4月1日時点の検査未了農薬を含む。

イ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置している。平成20年度においては、微生物農薬検討会は開催せず、農薬使用時安全性検討会を3回開催した。

(2) 農薬G L P制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からG L P (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられている。G L P制度とは、試験成績の信頼性を確保するための試験施設に対する監査制度で、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っている。査察の対象とする試験範囲は、以下の62項目である。

- ・ 毒性試験（急性毒性、慢性毒性、発がん性など）・・・32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験（蒸気圧、溶解度、土壌吸着など）・・・15項目
- ・ 水産動植物への影響試験（魚類、ミジンコ類、藻類）・・・10項目
- ・ 生体内等運命試験（動物、植物、土壌、水）・・・4項目
- ・ 農作物への残留性試験（乳汁への移行試験を除く）・・・1項目

平成20年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった14試験施設について実施した。

表3-2 G L P 査察件数

試験施設											
確認申請受理試験施設数						査察実施試験施設数					
施設数	項目内訳					施設数	項目内訳				
	毒性	物化性	水生	運命	作残		毒性	物化性	水生	運命	作残
15	9	7	2	2	2	14	9	7	1	2	2

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っている。

平成20年度については、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に28都道府県下の延べ84製造場において立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、12点の農薬を集取し、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

表3-3 製造場に対する立入検査状況（平成20年4月～平成21年3月）

都道府県名	立入件数	集取農薬数	都道府県名	立入件数	集取農薬数
宮城県	2	2	三重県	2	0
秋田県	1	0	滋賀県	1	0
茨城県	3	1	京都府	5	0
栃木県	1	0	大阪府	4	0
群馬県	1	0	兵庫県	6	0
埼玉県	5	1	奈良県	1	0
千葉県	3	0	広島県	5	0
東京都	4	0	山口県	5	6
新潟県	5	0	徳島県	1	0
山梨県	3	0	香川県	2	0
長野県	4	0	愛媛県	4	0
岐阜県	1	0	高知県	2	0
静岡県	3	0	福岡県	7	0
愛知県	2	0	熊本県	1	2
			28都道府県	84	12

(4) 農薬登録検査に係る関連業務

中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等について、農林水産省からの要請に基づき、表3-4の業務に対応した。

表3-4 農薬登録検査に係る関連業務の実施状況

要請内容		取組内容
平成18年5月に施行された食品衛生法に基づく、残留農薬基準のポジティブリスト制度への移行に伴う次の技術支援要請	魚介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力 飼料用米生産振興に係る農薬使用に関する技術的支援	シジミにおける農薬残留問題に対応した魚介類の残留農薬基準設定に関し、基準設定に必要な資料の検討を行うとともに、対象農薬の資料の妥当性について技術的検討を行った。 飼料用米生産が振興される中、飼料作物等への農薬使用による畜産物の安全性確保を図るため「稲わら等の農薬使用に関する指導基準」の策定に係る農薬情報の提供及び技術支援を行った。また、畜産物の残留農薬基準の設定に伴う試験要件の検討を行った。
生産量の少ない農作物への農薬登録の促進		登録に必要な作物残留試験について、試験設計の審査及び助言等を行った（審査17件、助言28件）。
水質汚濁に係る登録保留基準の強化に伴い生ずる事項の技術的検討		水質汚濁に係る登録保留基準が、平成20年10月22日に改正されたことを受け、当該基準に基づく検査方法等について検討を行った。
農薬登録制度に関する懇談会に伴い生ずる事項の技術的検討		農薬登録制度に関する懇談会において検討された作物残留性試験成績の例数等の改訂について、改正された例数案の検証、関係通知へ反映するための技術的検討を行った。
農薬の疑いのある資材(疑義資材)の分析		1種類(3点)の疑義資材について、農薬の有効成分が含まれているか否かの分析を行い、結果を報告した。

(参考1) 農薬年度(平成19年10月1日～平成20年9月30日)による農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成20農薬年度(平成19年10月1日～平成20年9月30日)に登録された農薬は、2,816件でその内訳は新規登録239件、再登録1,211件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録(適用拡大等)1,366件であった。前農薬年度に比べると新規登録は微増、事項変更登録及び再登録は減少であった。

新規登録された化合物は10(殺虫剤3、殺菌剤5、除草剤2)であり、これらの新規化合物を含む農薬は30種類(殺虫剤4、殺菌剤8、除草剤18)38銘柄が登録された。既登録化合物(生物農薬を含む。以下同じ。)の農薬は147種類(殺虫剤38、殺菌剤23、殺虫殺菌剤28、除草剤49、農薬肥料7、その他2)201銘柄が新たに登録された。これら147種類の農薬を既登録剤と同一剤型であるかどうか等の観点から類別すると、新剤型15種類、新混合剤39種類、新製剤26種類、既製剤67種類であった。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤49件(20.5%)、殺菌剤40件(16.7%)、殺虫殺菌剤43件(18.0%)、除草剤96件(40.2%)、農薬肥料7件(2.9%)、その他4件(1.7%)であった。(表3-5及び表3-6参照)

表3-5 農薬年度別登録件数

種類	農薬年度 16	17	18	19	20
新規登録	259 (100.0)	195 (100.0)	242 (100.0)	223 (100.0)	239 (100.0)
殺虫剤	40 (15.4)	28 (14.4)	50 (20.7)	69 (30.9)	49 (20.5)
殺菌剤	37 (14.3)	26 (13.3)	49 (20.2)	50 (22.4)	40 (16.7)
殺虫殺菌剤	46 (17.8)	22 (11.3)	32 (13.2)	29 (13.0)	43 (18.0)
除草剤	115 (44.4)	116 (59.5)	102 (42.1)	66 (29.6)	96 (40.2)
農薬肥料	3 (1.2)	0 (0.0)	6 (2.5)	2 (0.9)	7 (2.9)
殺そ剤	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	14 (5.4)	1 (0.5)	1 (0.4)	4 (1.8)	0 (0.0)
その他	4 (1.5)	2 (1.0)	2 (0.8)	3 (1.3)	4 (1.7)
再登録	1,530	1,178	1,260	1,236	1,211
計	1,789	1,373	1,502	1,459	1,450
登録事項変更登録	1,062	961	2,142	1,817	1,366

注：平成20年9月末日現在 有効登録件数 4,341件

- ・18、19、20農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・()内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

A 含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	40	28	0	25	7	0	4	104
2種混合剤	9	12	21	24	0	0	0	66
3種混合剤	0	0	22	35	0	0	0	57
4種混合剤	0	0	0	12	0	0	0	12
5種混合剤	0	0	0	0	0	0	0	0
計	49	40	43	96	7	0	4	239

B 類別登録件数

(種類数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
新規化合物	4	8	0	18	0	0	0	30
新剤型	4	1	4	4	2	0	0	15
新混合剤	3	3	13	20	0	0	0	39
新製剤	11	4	4	5	0	0	2	26
既製剤	20	15	7	20	5	0	0	67
計	42	31	28	67	7	0	2	177

注：新 剤 型；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、剤型が既登録剤と異なる製剤。

新混合剤；既に登録を受けている農薬の有効成分を新たな組合せで、2種類以上混合した製剤。

新 製 剤；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、かつ剤型も同一であるが、有効成分含有量が既登録剤と異なる製剤。（「種類名」は既登録剤と同一となる。）

既 製 剤；既に登録を受けている農薬と有効成分、その成分含有量及び剤型が同一である製剤。

2 新規化合物の登録

平成20農薬年度には10種類の新規化合物が登録された。これらの新規化合物の種類、有効成分の化学名等は表3-7のとおりである。

表3-7 20農薬年度(平成19年10月1日～平成20年9月30日)に登録された新規化合物

区分	種類名	農薬名	新規化合物の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	シフルメトフェン	ダニサバフロアブル	2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(, , -トリフルオロ-オトリル)プロピオート	大塚化学	H19.10.26	水和剤(20.0%)	かんきつ(ミカハダニ)、他
	スピロメシフェン	クリアザールフロアブル	3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ナ-3-エン-4-イル=3,3-ジメチルプロピオート	ハリエル	H19.12.28	水和剤(22.9%)	トマト(コナジラミ類)
	ヘキソマイセス テヌイェス	ゴツツA	ヘキソマイセス テヌイェスT1株の分生子	住友化学	H20.6.11	乳剤(5×10 ⁶ 個/ml)	野菜類(施設栽培)(コナジラミ類)
殺菌剤	メタラキシム	サブデューマックス液剤	メチル=N-(メトキシアセチル)-N-(2,6-キシリル)-D-アラニオート	シジエンタ	H19.11.28	液剤(22.0%)	芝(ハントグラス)(赤焼病、他)
	フルオビコリド	リアイアブルフロアブル	2,6-ジクロロ-N-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-ヒドロキシメチル]ヘンソニアミド	ハリエル	H20.1.24	水和剤(5.5%)	ばれいしょ(疫病)
	ハリオボラックス スハラトクス	フィールドキーパー-水和剤	ハリオボラックススハラトクス CGF4 526株	セントラル硝子	H20.3.19	水和剤(2×10 ¹⁰ CFU/g)	はくさい(根こぶ病)
	アミスプロム	ライメイフロアブル	3-(3-プロピロ-6-フルオロ-2-メチルイソントール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホニアミド	日産化学	H20.4.30	水和剤(17.7%)	ばれいしょ(疫病)、他
	ヘンチオビラト	アフェットフロアブル	(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	三井化学	H20.7.23	水和剤(20.0%)	キャベツ(菌核病)、他
除草剤	ヘキサラム	ワイドアタックSC	3-(2,2-ジフルオロエトキシ)-N-(5,8-ジメチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-c]ピリミジン-2-イル)- , , -トリフルオロトルエン-2-スルホニアミド	ダウケミカル	H19.12.28	水和剤(3.6%)	移植水稻(水田一年生雑草、他)

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
除草剤	ビラクロル	ビラクロン1キロ粒剤	1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロパ-2-イル)アミノ]ピラゾール-4-カルボニル	協友アグリ	H19.12.28	粒剤 (1.8%)	移植水稻(水田 一年生雑草、 他)

(参考2) 農薬行政の動き

1 農薬登録制度改善に向けた取り組み

国際的な動向を十分に把握し、科学的な情報に基づきリスクの程度を考慮して、農薬登録制度の改善を進めるため、農林水産省では、農薬に係る各分野の有識者の意見を聴取しつつ、その方向性を議論する目的で「農薬登録制度に関する懇談会」を設置している。

平成19年度は、上記懇談会における議論を踏まえ、平成20年3月31日付け通知改正により、民間試験機関で実施された薬効薬害試験成績の受入と作物残留試験へのG L P制度の導入が措置されたところであるが、平成20年度においては、作物残留試験の例数の取り扱い、我が国における農薬登録制度上の課題について、懇談会で議論され、作物残留試験の例数は生産量に応じて1作物について6例以上とすることとなり、正式な通知化の作業が行われている。

なお、平成21年度以降、飼料作物の農薬登録検査基準、家畜代謝試験の要求等について、本懇談会で議論されることとなっている。

2 農薬の適正使用

試験研究の目的で農薬を使用等する場合には、農薬取締法の適用除外とされているところであり、試験研究の範囲及び留意事項については、文書により農薬使用等関係者に対して周知してきた。平成20年、大学の附属農場において、使用が禁止された農薬が使用されていたこと、また、農薬登録を受けない農薬を試験研究に用いた際の収穫物について、錯誤により出荷された事例が発生した。

あらためて試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項等について、関係者への周知徹底が図られるよう、「登録を受けていない農薬を試験研究に用いた際の収穫物等に関する試験後の取り扱い」及び「試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項」が文書として発出された。

3 飼料自給率の向上に対応した取り組み

飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらの利用拡大並びに稲発酵粗飼料、飼料米の生産及び利用の拡大の取組みが国を挙げて推進されている。これらの飼料を給与した家畜及び家畜由来の畜産物の安全を確保するためには、農薬の残留実態を考慮した稲わら等における残留基準の設定、我が国の飼料の給与実態を踏まえた食品衛生法に基づく畜産物の残留基準の設定等が必要である。

このため、平成21年1月29日、「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について」及び「飼料として利用される稲に対する農薬使用について」が発出された。また、農薬の登録制度においてもこうした施策の動きを踏まえ、上記1のとおり検査基準の見直し等が検討されることになっている。

4 水質汚濁に係る登録保留基準の強化

シジミへの残留農薬問題を契機として、食品衛生法に基づく魚介類残留基準が設定されることになったことから、汚濁水により汚染される水産動植物について、食品衛生法の残留基準に適合するよう、平成20年10月22日に「水質汚濁に係る登録保留基準」が改正された。すなわち、農薬の成分物質が公共用水域における環境中予測濃度が環境大臣の定める基準値に適合しない場合に加え、魚介類における推定残留量が食品衛生法に基づく規格に適合しない場合にも登録を保留することとした。

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、センターの職員が製造事業場等へ立入検査を行い、飼料等の収去を行っている。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害成分が基準値以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っている。

平成20年度は、632事業場に立入検査を実施し、983点の飼料等を収去した。検査の結果、2点が不合格であった。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成20年度
検査箇所数		632
収去件数		983
うち不合格件数(不合格率(%))		2(0.2)
分析成分点数		7,075

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) 特定添加物の検定に関する業務

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物（飼料添加物に指定されている抗生物質製剤（現在19種類））については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付したものでなければ販売してはならないとされており、センターは、この試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っている。

なお、検定業務の概要は、以下のとおりである。

(ア) 検定申請の受付

受検者.....特定添加物の製造業者及び輸入業者

申請.....受検者に係る事業場の所在地を管轄するセンターに申請書を提出する。

申請書記載内容の審査

手数料.....1件につき52,900円

(イ) 試験品の採取

申請に係る事業場等に出向き、検定用の試験品及び保存用品の採取を行う。

(ウ) 試験

検定は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2に定めるところにより実施する。

試験の種類.....性状、確認試験及び力価試験

合否の判定.....試験の結果が特定添加物の種類毎に定める成分規格に適合しているか否かの判定を行う。

(エ) 検定結果の通知

受検者に対し、検定結果を通知する。

(オ) 合格品に対する合格証紙の貼付

検定に合格した時は、申請に係る事業場等に出向き、検定に合格した特定添加物の容器等に合格証紙の貼付を行う。

平成20年度は、特定添加物の検定を348件実施した。

表4-2 特定添加物の検定実績

区 分	年 度
特定添加物の検定件数	平成20年度 348

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施している。

平成20年度は、申請を1件受け付けた。

(3) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を実施している。

平成20年度は、登録検定機関9事業所に対して確認試験を実施した。試験の結果、技術的指導を2件実施した。

表4-3 登録検定機関に対する確認試験数

区分 \ 年度	平成20年度
登録検定機関確認試験数 (うち指導件数)	9 (2)

(4) 「製造業者専用」表示の承認に係る検査

飼料又は飼料添加物を製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、表示の基準に定める表示事項の一部を省略することができることとなっており、この承認に係る検査を実施している。

平成20年度は、「製造業者専用」表示の承認に係る検査を339件実施した。

表4-4 「製造業者専用」表示承認に係る検査件数

区分 \ 年度	平成20年度
検査件数	339

(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 現在、飼料添加物に指定されているものについて、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行っている。

平成20年度は、飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を2件実施した。

表4-5 飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査件数

区分 \ 年度	平成20年度
調査件数	2

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」(昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知)の適用対象試験に対する飼料添加物G L P査察を実施している。

平成20年度は、飼料添加物G L P査察の実績はなかった。

(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け19消安第13845号、農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場のガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

平成20年度は、抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を配合飼料について17事業場、飼料添加物について1事業場に対して実施した。

表4-6 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成20年度
配合飼料事業場	17
飼料添加物事業場	1

(7) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場における、これら以外のたん白質の混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、ゼラチン、コラーゲンの製造事業場における、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、動物性油脂の製造事業場における、牛のせき柱の混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、輸入魚粉等の輸入先の製造事業場における、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場における、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っている。

平成20年度は、～の農林水産大臣の確認検査555件、のセンター理事長の確認検査21件を実施した。

表4-7 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成20年度
大臣確認検査(注1)	555
理事長確認検査(注2)	21

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(8) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施している。なお、検査結果はホームページ等で公表している。

平成20年度は、表4-8のとおりモニタリング検査を実施した。

表4-8 モニタリング検査点数

区 分	年 度	平成20年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		387
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		79,381
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		315
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		1,343

(9) 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の分析法について、国際基準との比較検討を実施している。

平成20年度は、7課題について分析法の開発を行った。

表4-9 開発実績

区 分	年 度	平成20年度
分析法の開発の課題数		7

(10) 標準製剤等の配布

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を行っている。また、飼料及び飼料添加物の製造事業場における品質管理等に資するため同常用標準品を配布している。

平成20年度は、430本の標準製剤を配布した。

表4-10 標準製剤配布本数

区 分	年 度	平成20年度
標準製剤配布本数		430

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造工場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び土壌改良資材の集取を行っている。

集取品については本部において分析・鑑定を実施し、品質表示内容の適合性を判定する。その結果は立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っている。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っている。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施している。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施している。

平成20年度は、34事業場に立入検査を実施し、32点の土壌改良資材を集取し、検査の結果、13点が不合格であった。

表5-1 立入検査の実績

区 分	年 度
	平成20年度
立入検査事業場数	34
集取点数	32
うち不合格点数 (不合格率%)	13 (40.6)
分析成分点数	59
現地指導件数	10

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

センターでは、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、微量元素分析、安定同位体比分析等の科学的手法を用いて、原産地判別検査や遺伝子組換え食品の分析検査等の食品表示の真正性の検査を、毎事業年度6,000件以上実施している。

また、遺伝子組換え食品の分析検査にあっては、検査の結果、組換え遺伝子が検出された、あるいは判別がつかない場合は、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（IP調査）を行っている。

さらに、消費者の関心の高い品目については、農林水産省と連携して、重点的に検査を実施している。

これらの検査の結果、偽装表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣からの指示等に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に対し立入検査又は任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施している。

平成20年度は、食品表示の真正性の検査を、合計6,023件実施した（表6-1）。

検査の結果、偽装等不適正表示の可能性が認められたもの（生鮮食品41件、加工食品98件）について、農林水産省に報告した。また、軽微な不適正表示が認められたもの（加工食品268件）については、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。

表6-1 平成20年度における食品表示の検査

区 分	検査件数	農林水産省報告 件数	センターによる 指導件数
生鮮食品	872	41	-
加工食品	5,151	98	268
計	6,023	139	268

主な検査結果は、以下のとおりである。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,187件実施した（表6-2）。

検査の結果、不適正な産地表示の可能性が認められたもの（生鮮食品31件、加工食品37件）について農林水産省に報告した。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して502件実施した（表6-3）。

検査の結果、組換え遺伝子が検出されたもの等129件のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を127件行った。調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、分別生産流通管理の調査を実施しなかった2件については、調査対象となる製造業者が廃業していたため、調査できなかったものである。

ウ 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査

農林水産省と協議して消費者の関心の高い品目を選定し、農林水産省と連携し、またはセンターが独自で計4回の重点的な検査を実施した（表6-4）。

表6-2 食品の原産地表示（原料原産地表示含む）に関する検査（表6-1の内数）

品 目		検査件数	農林水産省報告 件数（注）
生鮮食品	黒大豆	20	0
	ネギ	100	4
	タマネギ	80	8
	ニンニク	60	0
	ショウガ	60	11
	アサリ	45	6
	マグロ	80	1
	シジミ	40	1
加工食品	乾しいたけ	174	26
	アジ・サバ加工品	308	1
	塩蔵わかめ	110	8
	コンブ	100	2
	ウナギ加工品	9	0
	アンコウ加工品	1	0
計		1,187	68

注 検査の結果、不適正な産地表示の可能性があり報告した件数。

表6-3 遺伝子組換え食品の検査（表6-1の内数）

品 目		確認検査件数	IP 調査実施件数	不適切な管理が 認められた件数
生鮮食品	大豆等	29	0	-
加工食品	大豆加工品	399	119	0
	とうもろこし加工品	74	8	0
計		502	127	0

表6-4 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査（表6-1の内数）

調査区分	調 査 内 容	検査件数
農林水産省等と 連携して行った調査	緑茶の表示に関する特別調査	311件
	塩干魚介類の産地表示に関する特別調査（注）	301件
センターが独自で 行った調査	牛肉の「黒毛和牛」表示に関する重点調査	300件
	海藻類の産地表示に関する重点調査（注）	塩蔵わかめ110件 コンブ 100件
計 4回		

注 表6-2の実績の内数である。

(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度である。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりである。

農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請する。

申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行う。

認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができる。

このようなJAS規格制度の仕組みの中で、センターでは、次の調査を行っている。

ア 登録申請等に係る調査

JASマークを表示することができる事業者を認定する機関を「登録認定機関」といい、センターは、農林水産省の指示により、登録認定機関になるための登録及び更新申請時の調査（以下「技術上の調査」という。）を行っている。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行い、その結果を農林水産省に報告している。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を行っている。（以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成20年度は、新規の登録申請8件、登録内容の変更の申請420件に対応し、計428件の技術上の調査を実施した。

表6-5 登録認定機関等の技術上の調査件数

区 分	新規申請	変更申請	計
飲食料品	0 (0)	29 (0)	29 (0)
林産物	0 (0)	34 (19)	34 (19)
畳表及び生糸	1 (0)	5 (0)	6 (0)
地鶏肉、有機農産物等	6 (4)	294 (27)	300 (31)
生産情報公表牛肉等	1 (0)	58 (0)	59 (0)
計	8 (4)	420 (46)	428 (50)

注1 平成19年度に受付けて、平成20年度に農林水産省に報告したのものも含む。

注2 ()内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

イ 定期的調査・指導監督

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、センターは、以下により毎年1回の定期的調査を行っている。また、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認している。

事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査

認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場にセンターが立会って行う調査

JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているか検査

また、これらの調査・指導監督の結果、不正なJASマーク表示の疑義が生じた場合には、農林水産大臣の指示等に基づき、登録認定機関等や認定事業者に対する立入検査等を行っている。

なお、平成17年6月のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間、登録格付機関に対する指導・監督業務も引き続き行った。

平成20年度は、登録認定機関等に対する定期的調査を、立会調査及び格付品検査と連動して、調査対象となる123機関(143事業所)すべてに対して各1回実施し、調査の結果、軽微な問題点については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた90機関に対しては文書による是正指導を行った(表6-6)。

また、登録格付機関に対する定期的調査を4機関(116事業所)に対して各1回実施し、調査の結果、不適正が認められた3機関に対して文書による是正指導を行った(表6-7)。

表6-6 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	事業所調査実施機関数		立会調査件数		JAS格付品検査件数	
		是正指導		是正指導		是正指導
飲食料品	15(0)【 22(0)】	10(0)	114(0)	12(0)	219(0)	1(0)
林産物	12(9)【 19(9)】	11(8)	70(6)	12(0)	135(8)	10(1)
畳表及び生糸	4(0)【 4(0)】	3(0)	8(0)	1(0)	0(0)	0(0)
地鶏肉、有機農産物等	77(11)【 83(11)】	56(7)	267(14)	47(1)	432(7)	14(0)
生産情報公表牛肉等	15(0)【 15(0)】	10(0)	11(0)	0(0)	4(0)	3(0)
計	123(20)【143(20)】	90(15)	470(20)	72(1)	790(15)	28(1)

注1 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

注2 ()内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

注3 是正指導は、文書による是正指導を行った数である。

表6-7 登録格付機関に対する定期的調査件数

区 分	事業所調査実施機関数		立会調査件数		JAS格付品検査件数	
		是正指導		是正指導		是正指導
飲食料品	2【21】	1	0	0	0	0
林産物	2【95】	2	6	0	2	0
計	4【116】	3	6	0	2	0

注1 【 】内は、事業所の調査数である。

注2 「立会調査」は、第一方式又は第一種格付検査に立会って行う調査である。

注3 是正指導は、文書による是正指導を行った数である。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の監視における検査及び(2)のイの定期的調査・指導監督における調査の結果並びに食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者及び登録認定機関に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査(以下「立入検査等」という。)を実施している。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行(協力調査)、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査(確認調査)も実施している。

平成20年度は、立入検査を5件、任意調査を92件、協力調査を26件及び確認調査を20件実施した。

表6-8 立入検査等実施件数

区 分	立入検査等 合計		食品表示関係(注)		JASマーク関係(注)	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	5	8	4	7	1	1
任意調査	92	141	66	103	26	38
協力調査	26	30	26	30	0	0
確認調査	20	26	10	14	10	12
計	143	205	106	154	37	51

注 食品表示関係及びJASマーク関係の欄は、立入検査等合計の内数である。

(4) JAS規格及び品質表示基準の見直し等

JAS規格は、その制定等の日から5年以内に見直しが行われることになっており、規格の制定や見直しをする場合には、消費者、生産者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会（JAS調査会）の議決を経なければならない。また、品質表示基準についても、必要に応じて見直しを行っている。JAS調査会では、センターが行った見直し対象品目に関する調査結果を踏まえて審議・検討が行われている。

ア JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る調査分析

見直し対象品目に関する調査の内容は次のとおりである。

対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等、JAS規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（利用実態調査）

対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）

対象品目とコーデックス規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

また、対象品目の改正が必要と判断されるときは、対象品目の改正原案を作成し消費者団体への説明会を開催するとともに、その検討を行うために、有識者、消費者、対象規格に係る業界団体及び登録認定機関等の利害関係者で構成する検討委員会を設置している。

平成20年度は、見直し対象となっているJAS規格及び品質表示基準について、次表のとおり調査分析、消費者団体説明会、検討委員会の開催等を行い、見直しに対する意見書を作成し農林水産省へ報告した。

表6-9 JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る調査の対象品目数等

		JAS規格 品目数（規格数）			品質表示基準 基準数	
		飲食料品	生 糸	林産物		
見直し意見書の報告		27品目(78規格)	23(66)	1(1)	3(11)	20基準
見 直 し 調 査 の 実 施 状 況	利用実態調査	22品目(79規格)	20(73)	1(1)	1(5)	18基準
	消費者団体	7品目(49規格)	7(49)	-	-	13基準
	実需者	11品目(60規格)	9(54)	1(1)	1(5)	-
	製造業者	22品目(79規格)	20(73)	1(1)	1(5)	11基準
	流通業者	9品目(55規格)	7(49)	1(1)	1(5)	-
	品質実態調査 【市販品検査件数】	12品目(47規格) 【789件】	10(41) 【669】	1(1) 【16】	1(5) 【104】	8基準 【629件】
国際規格整合性調査 【市販品検査件数】	6品目(23規格) 【238件】	5(22) 【238】	1(1) 【 0】	-	2基準 【194件】	
消費者団体説明会 【開催回数】		19品目(59規格) 【 6回】			13基準 【 6回】	
検討委員会(ワーキンググループ) 【開催回数】		17品目(46規格) 【 10回】			11基準 【 3回】	

イ JAS規格等検査・分析手法の妥当性確認

JAS規格の見直しに当たっては、アの調査分析のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改善、分析値の信頼性確保のための分析手法の妥当性確認及び流通事情に適應した格付サンプリング手法の検討について調査分析を実施している。調査分析にあつては、Codex、AOAC、ISO等国際的に認知されている分析手法及び関係検査機関等で利用されている新たな分析手法についての文献調査並びに関係検査機関等のヒアリング調査を行うとともに、試験室間共同試験による妥当性確認試験、測定方法確認のための分析試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っている。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び結果並びに流通事情に適應した新たな格付サンプリング手法の考え方について検討を行っている。

平成20年度は、調査分析及び検討委員会を次表のとおり実施した。

表6-10 検査・分析手法妥当性確認調査の対象品目数等

調査分析内容・検討委員会		品目数・分析項目数・実施回数(注)		
			飲食料品	林産物
分析手法及びサンプリング手法の調査	文献調査	11品目 48項目	8品目35項目	3品目13項目
	ヒアリング調査	38品目 } 飲食全般 } 25回	31品目 21回 品目全般 1回	7品目 3回
妥当性確認試験等	試験室間共同試験	11品目 9項目	11品目 9項目	-
	測定方法確認分析試験	2品目 1項目	-	2品目 1項目
	同等性確認試験	4品目 5項目	4品目 5項目	-
検討委員会	分析手法妥当性検討委員会	4回	2回	2回
	サンプリング検討委員会	2回		

注 各検討委員会においては委員会の開催回数を、それ以外については調査品目数及び調査分析項目数(ヒアリング調査においては調査回数)を記載している。

ウ JAS規格等の改正案に係る説明会

JAS規格及び品質表示基準の改正案について、農林水産省が広く国民等から意見・情報を募集(パブリックコメント)した結果を受けて、都道府県、消費者団体、製造業者、業界団体等に対して、センターにおいて説明会を行っている。

平成20年度は、説明会について希望を募り、7回開催した。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品のリスク管理を実施するためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを、科学的原則に基づいた実態調査により把握しておくことが必要である。このため、農林水産省は、有害化学物質による農林水産物や食品の汚染の実態調査（サーベイランス・モニタリング）を科学的・統一的に行うための「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」を定めている。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせると人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となる。

センターでは、国が行う食品等のリスク管理に必要不可欠な食品、農産物、飼料中の残留農薬、かび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告している。

平成20年度は、農産物1,719検体、飼料2,461検体、合計4,180検体について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査検体数

分析対象	分析項目	検体数
農産物	残留農薬	1,379
	かび毒(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール及びゼアラレノン)	340
	計	1,719
飼料(注)	かび毒(オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノン及びDON)	1,007
	有害金属(カドミウム、無機ヒ素、水銀及び鉛)	750
	残留農薬	674
	ダイオキシン類	30
	計	2,461
合計		4,180

注 本表は、表4-8(23ページ)のうちの飼料中の有害物質の基準適合検査について、分析項目別に分析検体数を記載したものである。

8 国際関係業務

ISOの国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っている。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供など積極的に対応している。

(1) 国際標準化機構（ISO）の国内審議団体としての対応

ISO/TC34（国際標準化機構／食品専門委員会）、TC89/SC3（木質パネル専門委員会／合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）では、食品、飼料等、林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われるが、これらが国際規格として発行された場合、我が国の農林水産業・食品産業等に大きな影響を与える。この国際規格の作成に当たっては、投票による決議がなされることから、我が国も投票権のあるPメンバーの地位で参加するとともに、センターは国内審議団体として対応体制の整備に努めている。

平成20年度は、TC34に新たにSC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）が設置されたことから、センター本部内に、ISO/TC34、SC10（動物用飼料分科委員会）、SC12（官能検査分科委員会）、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体事務局に加えてSC16の事務局を設置した。

また、各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を7回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に6回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めた。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC10	TC34 /SC12	TC34 /SC16	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣回数）	2(4)	0	0	1(1)	1(3)	1(1)	1(0)	6回(9名)
国内委員会（開催回数）	4	0	0	0	1	2	0	7回

注1 国際会議の欄において、派遣回数の後の（ ）は、派遣した役職員数である。（なお、この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。）

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO/TC165（木質構造専門委員会）はセンターで国内審議団体事務局を設置していないが、TC89/SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ平成20年度は専門家を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度に関する国際調和や、国際残留基準の設定などのために、経済協力開発機構（OECD）、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）等の国際会議に参加している。

平成20年度は、国際会議に5回参加した。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議への参加実績

出席会議	開催国	出張期間	出張者
第21回OECD-GLP作業部会	イタリア共和国	H20. 4. 8～ 4. 9	1名
第40回CCPR（Codex残留農薬部会）	中華人民共和国	H20. 4. 14～ 4. 19	2名
OECD農薬残留専門家会合	アメリカ合衆国	H20. 5. 5～ 5. 8	1名
OECD農薬残留専門家会合	フランス共和国	H20. 10. 30～ 10. 31	1名
OECD農薬ジョイントレビューの計画及び実施に関するLessons Learnedワークショップ	ドイツ連邦共和国	H20. 12. 3～ 12. 5	3名

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応

WTO・TBT協定（世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定）により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きい。このため、センターの技術的知見を活かし、分析・サンプリング法部会及びアジア地域調整部会において、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させるため、政府出席者に対し技術的な助言を行っている。

また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」、財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」及び社団法人日本食品衛生協会が主催する「コーデックス委員会活動報告会」等に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っている。

さらに、コーデックスに提案されている国際規格案について、当該規格案の品質要件及び分析法を検討するための市販品の検査分析を行っている。

平成20年度は、コーデックス委員会の第16回アジア地域調整部会に職員を1回派遣するとともに、国内会議に11回出席した。また、国際規格案検討のための豆腐等の市販品の検査分析を136件実施した。

表8-3 コーデックスへの対応実績

	実績
国際会議 (派遣回数)	1回(1名)
国内会議 (出席回数)	11回
国際規格案の検討のための市販品の検査 非発酵大豆製品 (Non-Fermented soybean products : 豆腐、油揚げ等に相当)	136件

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行っている。

平成20年度は、専門家として役職員を3回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を8回実施した。

表8-4 国際協力業務に関する実績

	実績
専門家の派遣 (派遣回数)	3回(3名)
外国人受入研修 (実施回数)	8回(24名/延べ16カ国)

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっている。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっている。

平成20年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はなかった。

10 依頼検査及び農林物資の格付業務

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資(食品、林産物)の品質の検査及び農林物資の格付を有料で行っている。

(1) 依頼検査

依頼検査は、分析項目についての提出試料の検査及び生系の原量についての検査荷口全量の検査を行っている。

平成20年度は、提出試料の検査を59点、検査荷口全量の検査を9点実施した。

表10-1 依頼検査の検査試料数

	検査試料	検査試料点数
提出試料の検査	肥料	1
	飼料及び飼料添加物	35
	土壌改良資材	0
	農林物資(飲食料品、生系)	23
	計	59
検査荷口全量の検査	農林物資(生系)	9

注 検査荷口全量の検査のうち、生系の原量についての検査は、センターが生系のJAS規格による格付を行う場合に限り行われるものであるが、格付業務の廃止に伴い、平成21年2月28日をもって終了した。

(2) JAS規格に基づく農林物資の格付

JAS法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)による改正前のJAS法第14条の2第1項に基づき、生系のJAS規格による格付を行っている。

平成20年度は、生系の格付を9件実施した。なお、格付業務は平成21年2月28日をもって廃止した。

表10-2 生系の格付検査件数

	格付検査件数等		うち、合格		うち、不合格	
	件数	格付数量(kg)	件数	格付数量(kg)	件数	格付数量(kg)
実績	9	2,700	8	2,400	1	300

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

各分野の検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するための取組を実施している。

(1) プロジェクトチームの設置

食の安全と消費者の食に対する信頼を確保する観点から、検査・分析能力の向上、情報提供能力の強化、生産資材由来のリスクの低減、食品表示等の信頼性の向上等の分野を対象に、毎事業年度2課題以上について、センターが有する知見やノウハウを結集し、改善・解決を図ることとしている。このため、専門技術的知見を有する職員で構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施している。

平成20年度は、プロジェクトチームを5チーム設置した。

表11 プロジェクトチーム設置実績

プロジェクトチーム名	取組の内容
安全性未審査トウモロコシの緊急検査	安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシが米国からの飼料用トウモロコシに混入し国内へ流入することの防止を目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、検査法の妥当性確認試験に参加させ技術者を訓練するとともに、保有する分析機器を有効に活用し、迅速に検査分析を実施した。
前作に使用された農薬の残留分析	平成19年度のプロジェクトチームで実施した、前作に使用した農薬の残留分析について、リスク低減に資するためさらにデータを蓄積することを目的として、引き続き食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定し、両部門の連携のもと効率的かつ効果的な検査分析を実施した。
ペットフード検査方法の検討	平成20年6月18日に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が制定されたことを受け、新たな業務であるペットフードの検査に統合法人のシナジー効果を発揮して対応していくことを目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、各部門が有する検査ノウハウを活用してペットフードの集取方法、有害物質等の分析方法等を開発した。
非食用の事故米穀を利用した食品等の緊急検査	非食用事故米穀の不正な食用転売を受けた農林水産大臣指示に基づき、国民の不安を払拭し食の安全と信頼を確保することを目的として、食品検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農林水産省関連部局と連携しつつ、非食用事故米穀を原料とした製品（和菓子等）への農薬やカビ毒の残留状況について緊急に検査分析を実施した。
効果的な情報提供	食や農に関する講習会や講師派遣等、センターの知見を活用した情報提供の機会が増加していることから、標準テキストやプレゼンテーション方法を共有して効率的・効果的な情報発信に資することを目的として、全業務部門で構成するプロジェクトチームを設置し、標準テキストやプレゼンテーションマニュアル等を作成して組織全体で共有する等の成果を得た。

(2) 緊急時の対応

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣より緊急の要請があったときは、センターの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしている。

平成20年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はなかった。

12 情報提供業務

食品及び農薬・肥料・飼料等の農業生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供している。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼確保に資する観点から、センターが行う業務内容・公表事項、食品や農業生産資材に関する情報などを、科学的な視点で分かりやすく解説し、タイムリーに提供している。また、インターネットを通じた消費者等の意見交換の場として「電子フォーラム」を開催している。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、イベントや研修会等の開催案内、その時々々の食の安全に関わる話題などの情報を掲載し、月3回以上配信している。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を発行している。

平成20年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施した。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 241回 アクセス回数 606,035回
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子フォーラム 	開催回数 3回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の記者発表資料 ・イベントや研修会等の開催案内 ・その時々々の話題 	配信回数 50回 延べ配信数 227,585通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やセンターの関係業務の情報 ・食のQ & A、表示のQ & A ・行政情報 	発行回数 6回 発行部数 39,000部 (毎回 6,500部)

(2) 相談業務

消費者、事業者等から寄せられる、食品や農業生産資材の表示や品質管理等に関する相談に対応するとともに、食品表示110番を設置して、食品表示に関する疑義情報の提供に対応している。また、社団法人日本食品衛生協会と連携して、食品表示に関する一元的相談窓口を全国6か所(うちセンターでは3か所)に設置している。

平成20年度は、消費者からの相談2,822件、事業者からの相談23,496件に対応した。

表12-2 消費者及び事業者からの相談受付件数

区分	対応内容	相談受付件数
消費者相談	消費者からの食品等の品質や表示に関する相談に対応	2,822件
食品表示110番	食品の表示に関する疑義情報の提供に対応	618件
企業相談	製造事業者からの品質管理や表示、その他技術的な相談に対応	23,496件
一元的相談窓口	JAS法、食品衛生法に基づく食品表示に対する問い合わせに対し、一元的に対応	1,939件 ^(注)

注 食品衛生法に係る相談受付件数を除く。

(3) 講習会・研修会

消費者、地方公共団体、事業者等を対象に、食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、センターが有する専門的知識を活用した以下の講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っている。

平成20年度は、講習会・研修会を計42回開催した(表12-3)。

また、地方公共団体等が主催する講習会へ35回、事業者等が主催する講習会へ264回、それぞれ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を派遣した(表12-4)。

表12-3 センターが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
食品品質等知見活用講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	JAS規格等の食品等の品質等について正しい理解を促すための講習	9回	798名
食品等リスク等情報共有化講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	食品等のリスク等の意見交換等により情報の共有化を図ることを目的とした講習	7回	618名
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、食品等の検査分析技術等に関する研修	7回	107名
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査分析技術並びに品質に関する表示に関する講習	8回	579名
消費者被害防止講習会	消費者	食品等による消費者被害の再発防止を目的とした講習	1回	56名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	91名
抗菌剤GMP研修会	飼料製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	217名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	2回	18名
肥料取締・品質管理講習	肥料生産業者、肥料輸入業者	肥料登録を保持している者として遵守すべき事項に関する講習	1回	24名
計 42回(参加人数 2,508名)				

表12-4 地方公共団体、事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣実績

区分	派遣回数
地方公共団体からの要請を受けた講師の派遣	35回
事業者等から依頼を受けた講師の派遣	264回

13 調査研究業務

肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠である。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいる。

平成20年度は、肥料について3課題、農薬について6課題、飼料等について5課題、食品等について26課題、合計40課題の調査研究を実施した（表13-1）。

その他、肥料分析法及び飼料分析基準等の開発及び改良のための調査研究を、肥料について6課題（13成分）飼料等について7課題（9成分）実施した（表13-2）。

表13-1 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収試験	汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、大豆へのカドミウムの吸収・残留試験を実施した。（平成21年度継続）
	カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査	カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料を施用した土壌を培養し、培養日数ごとの土壌中のカドミウム全量、有機結合態カドミウム、ク溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析し、その変化を調査した。（平成21年度継続）
	産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査	産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査として、建築廃材を原料に使用したたい肥中の重金属、農薬等を2か月ごとに8か月間調査し、結果を取りまとめた。（平成20年度終了）
農薬	幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する影響調査	OECDテストガイドライン211号（オオミジンコ繁殖試験）に、幼若ホルモン様作用を検出するための観察事項が追加されたことから、試験法の検証のため、収容密度及び飼育溶液中の化学物質によるストレスの影響、継代した子孫を用いた再現性、平成19年度と異なる昆虫成長抑制剤を用いた試験等の調査を実施した。（平成20年度終了）
	ウキクサ生長阻害試験の我が国への導入の可否の検討	水産植物への影響試験法として作成されたOECDテストガイドライン221号（ウキクサ生長阻害試験）について、その導入の可否について検証するため、ウキクサ生長量の測定方法、環境条件の生長に与える影響、共存する藻類の影響を排除するための無菌化ウキクサの作成等の調査を行った。（平成21年度継続）
	作物残留性の外挿に係る検討	わが国の実情に適した作物残留性の外挿法等を検討するため、作物のグループ化に関する欧米の状況を調査するとともに、わが国の既存情報の解析、類似作物の作物残留性試験等の調査を行った。（平成21年度継続）
	土壌を經由した後作物への農薬残留に関する調査研究	土壌中の農薬濃度と後作物における残留濃度の関係等について検討するため、後作物への残留性に関する知見を収集するとともに、育苗箱に使用した農薬の性質と灌水による溶出量の関係、後作物への残留を想定した作物残留性試験等の調査を行った。（平成21年度継続）
	FT-IRを用いた製剤分析方法の確立	近赤外スペクトルを利用した主成分分析による解析で異なる結果が得られる同一処方乳剤について、ガスクロマトグラフ及び高速液体クロマトグラフにより要因解析を行った。また、13種類の澄明な液体製剤についてFT-IRで測定を行い、主成分分析を行った。（平成21年度継続）
	クロピラリドの作物体残留量の把握	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画し、クロピラリド残留堆肥を施用した土壌でこまつな及びブロッコリーを栽培し、収穫物を分析し、結果を畜産草地研究所に報告した。（平成20年度終了）

	課題名	概要
飼料等	飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画し、平成19年度に確立した飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法を用いて輸入乾牧草の汚染経路を究明するため、輸入乾牧草9種類71点の分析及び畜産草地研究所へ結果を報告した。(平成20年度終了)
	粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発(平成20年度中に事業名が「自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析方法の確立」から変更)	農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発」の一環として、圃場における耕起法の違いによる残渣量の程度とデオキシニバレノール及びゼアラレノンの汚染濃度の測定によるカビ毒の汚染リスクの調査の実施及び動物衛生研究所へ結果を報告した。(平成21年度継続)
	動物由来たん白質の検出法(エライザ法及びイムノクロマト法)の開発〔共同研究〕	森永生科学研究所との共同研究を実施し、動物由来たん白質検出のためのELISA及びイムノクロマトキットの開発に係るイムノクロマトで認められる非特異反応の解決法を検討した。(平成21年度継続)
	麦類等のカビ毒汚染実態調査	厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業(食品のカビ毒汚染実態に関する研究)」に参画して、国立医薬品食品衛生研究所と協力し、コーンフレーク20点、雑穀米12点、米10点のフモニシンの分析及び厚生労働省へ結果を報告した。(平成21年度継続)
	飼料原料として使用されるソルガム中のゼアラレノン及びその代謝物について汚染状況調査〔共同研究〕	東京家政大学との共同研究を実施し、ソルガムにおけるゼアラレノンの汚染原因菌をソルガム上で培養することにより、ゼアラレノン及びその代謝物の産生能力及び各成分の濃度の経時変化を明らかにした。(平成20年度終了)
食品等	無機分析による生鮮農産物の原産国判別法の適用品目の検討〔共同研究〕	国産118件及び中国産49件のサトイモについて、ICP-AES及びICP-MSを用いて18元素を測定し、判別分析を行った。また、国産35件及び外国産29件のアスパラガスについて、ICP-MSを用いて14元素を測定し、判別分析を行った。これらの結果、サトイモについては5元素濃度から成る判別関数(判別率70~90%)、アスパラガスについては6元素濃度から成る判別関数(判別率90%)を構築した。(平成21年度継続)
	無機分析によるゴボウの原産国判別法の開発	平成19年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を行った結果、すべての試料について正しく判定された。また、作成したマニュアルはホームページに掲載した。(平成20年度終了)
	無機分析によるカボチャの原産国判別法の開発〔共同研究〕	国産30件、ニュージーランド産9件、メキシコ産8件のカボチャについて、ICP-AES及びICP-MSを用いて26元素を測定し、この結果及び平成19年度までに分析したデータを基に、8元素濃度から成る国産とニュージーランド産の判別関数(判別率87%)、国産とメキシコ産を判別する6元素濃度から成る判別関数(判別率89%)を構築した。これを基にマニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を行った結果、すべての試料について正しく判定された。事前運用試験の結果により明らかとなった問題点を修正し、マニュアルを完成させた。(平成20年度終了)
	超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食品の産地判別の簡易・迅速測定法の検討	国産44件、中国産19件の黒大豆について、超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いて17元素を測定し、判別分析を行い4元素濃度から成る判別関数(判別率100%)を構築した。これにより、簡易・迅速に産地判別できる可能性が示唆された。(平成20年度終了)
	照射食品の検知技術の開発及び妥当性確認〔共同研究〕	照射食品の検知方法である熱ルミネセンス法(TL法)の再照射線源である線の代替としてX線が利用可能かどうか検討するため、平成18年度に開発した小型の線照射装置を用いて試験法の妥当性確認を行った。その結果、3試験室での室間共同試験における妥当性が確認された。(平成21年度継続)

	課題名	概要
食品等	畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認	平成19年度に改良した神戸大学で開発された豪州産と国産牛肉の判別法について、5試験室で予備試験を行った。その結果、一部の試験室で不十分な結果となり、これを改善するため分析条件の再検討を行い、改良した。また、平成19年度に改良した神戸大学で開発された米国産と国産牛肉の判別法により、米国産84件及び国産170件の牛肉について分析した結果、変更した分析条件が適用可能であることが確認された。(平成21年度継続)
	DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討	牛の雌雄が明らかな試料各16件ずつについて、神戸大学が産地判別を目的として開発した雄性決定のY染色体に座乗しているマーカーを雄特異的マーカーとして転用し、雌雄での出現頻度を調査した。その結果、雄特異的マーカーは雌雄判別マーカーとして適用可能であることが示唆された。(平成21年度継続)
	安定同位体比を用いた豚の原産国判別法の検討	国産27件、デンマーク産35件、米国産46件及びカナダ産49件の豚肉について、炭素及び窒素安定同位体比を測定することにより原産国が判別可能か調査するため、安定同位体比測定装置を用いて分析した。その結果、各判別率は、国産が95%、デンマーク産が90%程度、米国産が60~70%であったが、カナダ産は30~40%程度に止まった。(平成20年度終了)
	ブリ近縁種及び類似魚種の種判別法の開発〔共同研究〕	平成19年度に開発したブリ近縁種4種及び類似魚種5種の計9種の判別法を基にマニュアルを作成し、3試験室で事前運用試験を実施したところ、すべての試料について正しく判定された。(平成20年度終了)
	魚介類の名称ガイドライン記載種を中心としたDNA解析及び種判別法の検討〔共同研究〕	平成19年度に開発した、マダコの系統群を判別することによる産地推定法の信頼性について確認した。その結果、明らかとなった問題点を修正し、判別法を改良した。また、10種の魚介類のミトコンドリアDNA等の部分配列を解析し、国際的なDNAデータベースに登録した。(平成21年度継続)
	FRIP法等を用いたクモガニ科甲殻類の判別法の検討〔共同研究〕	3種のクモガニ科甲殻類(ズワイガニ、ベニズワイガニ、オオズワイガニ)の遺伝的差異について各種30個体以上で確認を行った。また、3種の遺伝的差異に基づく判別法であるFRIP法(九州大学で開発)の頑健性について検討した結果、平成19年度の調査結果と異なり、蛍光強度に有意差のない結果となり、判別法の頑健性が低いことが判明した。(平成20年度終了)
	無機分析による貝類の原産国判別法の開発〔共同研究〕	日本産137件、韓国産51件、中国産40件及び北朝鮮産42件のアサリについて、ICP-AES及びICP-MSを用いて13元素を測定し、判別分析を行った。その結果、4か国を判別するため6種の判別関数(各判別率84~96%)を構築した。(平成21年度継続)
	魚介類種判別法のDNA抽出法の検討	表示監視業務で使用しているマグロ及びアジ等の原産地判別マニュアルのDNA抽出キットが、DNA抽出に約4時間かかることから、作業時間の短縮を目的として、近年発売された作業時間の短い抽出キットが適用可能か調査した。その結果、現在使用しているキットと同程度のPCR産物を得られず、適用不可能であることが確認された。(平成20年度終了)
	近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討〔共同研究〕	干しそばのそば粉と小麦粉の混合割合が、近赤外分光法により推定可能か調査するため、市販品の細棒状サンプル状態での近赤外スペクトルの測定技術を確立した。また、アミノ酸分析法による定量法と比較し、近赤外分光法が代用できることを確認した。(平成21年度継続)
	無機分析による乾しいたけの栽培方法及び原料原産地判別法の再検討	現行の乾しいたけの判別法を再検討するため、平成20年度及び平成16~17年度に集取した国産原木栽培87件、中国産原木栽培32件、中国産菌床栽培25件の乾しいたけの無機元素濃度のデータをもとに、新たに構築した栽培方法及び原木栽培品の原料原産地の判別法と現行の判別法の判別率を比較した。その結果、現行の判別法の栽培方法の判別率、原木栽培品、菌床栽培品でそれぞれ99%、100%、原木栽培品の原料原産地の判別率、国産、中国産でそれぞれ97%、72%であり、新たに構築した判別法の判別率は現行の判別法とほぼ同じであった。以上のことから、現行の判別法が妥当なことを確認した。(平成20年度終了)

	課題名	概要
食 品 等	無機分析によるうなぎ加工品の原料原産地判別法の開発	国産200件（鹿児島、愛知、宮城、静岡各50件）及び中国産50件のうなぎ蒲焼について、ICP-MSを用いて平成19年度に判明した判別に有効な5元素を測定し、判別分析を行った。その結果、各県産と中国産（4種）及び国産と中国産（1種）を判別する計5種類の5元素濃度から成る判別関数（判別率85%以上）を構築した。（平成21年度継続）
	無機分析による昆布の原料原産地判別法の開発	平成19年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を行った結果、すべての試料について正しく判定された。また、作成したマニュアルはホームページに掲載した。（平成20年度終了）
	無機分析による湯通し塩蔵わかめの原料原産地判別法の再検討	現行の塩蔵わかめの判別法を改良するため、国産100件（三陸産、鳴門産各50件）及び中国産50件の塩蔵わかめについて、ICP-MSにより6元素を測定し、判別分析を行った。その結果、現行法より判別率が5%程度高い、三陸あるいは鳴門産と中国産（2種）及び国産と中国産（1種）を判別する計3種の2元素濃度から成る産地判別のための判別関数（各判別率97%以上）を構築した。（平成21年度継続）
	加工食品の原料魚種判別法の開発～タラ類以外のすり身原料魚種～〔共同研究〕	練り製品に使用される可能性がある魚種53種類を収集し、ミトコンドリアDNAの一部塩基配列を解析した。これを基にエソ属4種、キチジ属2種の特異的検出PCR法を設計し、平成19年度までに設計したスケトウダラ、ミナミダラ、ホキ、ハモ属2種、イトヨリダイ属3種の特異的検出PCR法と併せて48魚種及び作成した疑似混入試料及び市販の練り製品に対して実施したところ、11種の特異性が確認された。不満足な結果となったイトヨリダイ属3種については、再度プライマー設計の検討を行うこととした。（平成21年度継続）
	辛子めんたいこの原料魚種判別法の開発〔共同研究〕	スケトウダラ、マダラ属2種及びミナミマダラの特異的検出PCR法について、平成19年度に実施した運用試験で明らかとなった問題点を改良し、マニュアル案を作成した。これを基に3試験室で運用試験を実施した結果、問題はなく、食品表示監視業務に使用可能となった。（平成20年度終了）
	うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発〔共同研究〕	東京大学で開発されたジャポニカ種とアンギラ種のうなぎの判別法を検査の迅速性の点から改良してマニュアル案を作成し、これを基に3試験室で事前運用試験を行った。その結果、すべての試験室で正しく判別されたが、一部の試験室において制限酵素処理で問題があったため、分析条件について再検討することとした。（平成21年度継続）
	農産物からの遺伝子組換え体の定量分析技術の確立 < GMトウモロコシのスクリーニング定量分析法 > 〔共同研究〕	GMトウモロコシの定量スクリーニング法について、国際的ガイドラインに従い、試験試料5種類について12試験室で妥当性確認試験を行った結果、定量検知下限が明らかとなり、定量分析法の妥当性が確認された。（平成20年度終了）
	農産物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立 < GMトウモロコシの定性分析法 > 〔共同研究〕	妥当性確認試験のために実験プロトコルを作成し、また、使用するブラインド試料の作成及び試薬の調製準備を行った。（平成21年度継続）
	農産物からの遺伝子組換え体の検知技術の開発 < 新規認証遺伝子組換え農産物の検知技術 > 〔共同研究〕	EU公定分析法を改変し、GMテンサイDNAを特異的に検知する定性分析法を開発した。（平成20年度終了）

	課題名	概要
食品等	分析法開発及び品質管理における評価手法の検討 < GMO定量分析法の精度の評価 >	GMO定量法の分析精度の傾向を明らかにするため、公表されていた7農産物における50の共同試験結果を解析した結果、GMO定量法の室間再現精度がGMO混入率(%)の関数で表せることが判明し、方法開発、妥当性確認等のGMO分析の様々な場面で評価に利用可能な精度指標を得た。(平成20年度終了)
	米中に存在する化学形態別ヒ素化合物の濃度と変動の解明〔共同研究〕	玄米認証標準物質を用いて総ヒ素濃度及び3種の化学形態別ヒ素化合物濃度を高分解能ICP-MSにより測定した結果、米中のヒ素の抽出は良好であることが判明した。この分析法により、国産の玄米、白米、炊飯の総ヒ素を測定した結果、総ヒ素は搗精により34%、炊飯により更に10%減少したことが判明した。(平成20年度終了)
計 40 課題		

表13-2 肥料分析法・飼料分析基準等の開発及び改良

研究対象	課題名等	終了・継続の別(注)
肥料	肥料中の水銀、クロム及びヒ素の分析法の検討	終了
	燃焼法による有機質肥料の窒素全量測定法の検討	継続
	石灰窒素等中のジシアンジアミド性窒素の定量法の改良	終了
	無機質肥料中のダイオキシン類の前処理方法の改良	終了
	有機質肥料の水分試験法の改良	終了
	汚泥肥料中のカドミウム、鉛、ニッケル、クロム、銅及び亜鉛のICP発光分光分析装置による分析法の検討	継続
	計 6 課題 (13 成分)	
飼料等	飼料中のピコリナフェンのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の開発	終了
	魚油中のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法の開発	終了
	飼料中のフルルフェニコールの液体クロマトグラフによる同時定量法の開発	継続
	サルモネラの分析法の改良	終了
	飼料中のクロラムフェニコールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発	終了
	飼料中のインドキサカルブの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法の開発	終了
	飼料中のオキソリン酸及びフルメキンの液体クロマトグラフによる同時定量法の開発	終了
	計 7 課題 (9 成分)	

注 「終了・継続の別」の欄には、平成20年度内に終了した分析法の開発等については「終了」、平成21年度以降にも分析法の開発等を継続する課題については「継続」と記入している。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 048-600-2360 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>